

2022 年度課題別研修「農民主体型用水管理システム (A)」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下、「JICA 北海道（札幌）」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた灌漑管理分野の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を到達するべく、参加型用水管理システムの確立のために必要な知識や技術を提供する目的で研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、大雪土地改良区を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

上記特定者は、2005 年度から本コースを実施した実績があり、当コースの趣旨や目的、内容、講師や視察先等の関係者を熟知しており、研修実施に必要な官民学関係者の北海道のリソースを有し、そのネットワークを活用して効果的なコースを企画・実施できる機関であり、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 業務名：2022 年度課題別研修「農民主体型用水管理システム (A)」
研修委託業務
- (2) 担当部署：JICA 北海道 研修業務課
- (3) 案件概要：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 実施期間：2022 年度課題別研修「農民主体型用水管理システム (A)」：2022 年度から 2024 年度
- (5) 契約履行期間：2022 年度課題別研修「農民主体型用水管理システム (A)」：2022 年 7 月上旬から 2022 年 12 月下旬迄（予定）

2. 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ① 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
 - ② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」（平成 20 年 10 月 1 日規定（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれの条項にも該当することはないことを条件とします。具体的には、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

（2）その他の要件：

- ① 案件受託上の条件として、「農民主体型用水管理システム(A)」は 2022 年度案件を第 1 回目として受託し、2024 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2022 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024 年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結する。
- ② 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ③ 2022 年度課題別研修「農民主体型用水管理システム(A)」については研修員の来日不可の場合、来日研修の代替として、遠隔研修を実施する。2022 年度の契約は年度内に実施する来日研修もしくは遠隔研修の契約いずれかの契約とする。詳細については、対象国及び日本国内の COVID-19 の感染状況等を鑑み、JICA 担当者と協議の上、最終決定する。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2022年4月7日(木) 午前10時から 同4月21日(木) 午後5時まで
	提出場所	JICA 北海道(札幌) 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書及び上記2. 応募要件で 求められている実績等を証明する資料 (写し可)
	提出方法	持参または郵送(書留としてください)
(2) 審査結果の通知	通知日	2022年4月28日(木)
	通知方法	当センターホームページへ掲載
(3) 応募要件無しの理由 請求	請求場所	JICA 北海道(札幌) 研修業務課
	請求方法	郵送またはメール
	請求締切日	2022年5月12日(木)
	回答予定日	2022年5月19日(木)
	回答方法	郵送またはメール
(4) 提出場所・メールアドレス	〒003-0026 札幌市白石区本通16丁目南4-25 JICA 北海道 研修業務課(担当: 丹) 電話: 011-866-8393 メール: Tan.Miyuki@jica.go.jp	

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式 3）

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書（様式 2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）
- 6) 誓約書（様式 3）

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たすものがない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の、日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めます。

以 上

2022年度課題別研修「農民主体型用水管理システム(A)」 研修委託契約業務概要

1. 当該研修コースの概要

(1) 研修コース名

2022年度課題別研修「農民主体型用水管理システム(A)」

(2) 技術研修期間（予定）

2022年7月上旬～2022年9月上旬

(3) 研修目的（案件目標）

研修員が用水管理システム改善・強化のための知識・技能を身につけて、それぞれの国に適應するためのアイデアを得る。

(4) 研修の到達目標（単元目標）

- 1) 自国・地域の用水管理に関する現状と課題を分析する。
- 2) 日本の参加型用水管理にかかる制度および土地改良区の機能と役割を理解する。
- 3) 日本における土地改良区と国・都道府県・市町村、その他外部組織（農業協同組合、土地改良事業団体 連合会等）との関係性について理解する。
- 4) 自国・地域の状況に合った参加型用水管理システムを検討し、既存の用水管理システムの改善・強化策をアクションプランとして提案する。

(5) 研修内容

来日研修を実施予定。研修受託機関はその企画、運営方法について、JICA 担当者と協議の上、実施に向けた調整を行うこととする。

1) 研修項目

【講義】

- ・土地改良区の概要・役割
- ・土地改良区の運営・予算
- ・管理組合の設立・運営
- ・土地改良区が行う水管理・事業計画・換地
- ・国・北海道・市町村・土地改良区が行う土地改良事業
- ・土地改良区が管理する水利施設
- ・農地台帳等

【討論・演習】

- ・各国の灌漑組織の現状把握と問題分析

【視察】

- ・土地改良区、近郊農家、農協、農業試験場、水門工場等

【討論・演習】

- ・アクションプラン作成指導・発表

なお、上記研修項目以外に JICA が実施する以下内容を日程案に含めることとする。

- ① プログラムオリエンテーション（実施にあたっての留意点等）：30 分程度（初日）
- ② 評価会・閉講式：60 分程度（最終日）

（6）研修員

2022 年度課題別研修「農民主体型用水管理システム(A)」

- 1) 定員 : 8 名
- 2) 研修対象国 : 6 カ国
フィリピン、東ティモール、ベトナム、バングラデシュ、ガーナ、ルワンダ
- 3) 研修対象機関 :
 - ・中央あるいは地方政府における灌漑管理（特に水管理組合の設立・支援）に関わっている部局、または水管理組合（稲作）
- 4) 研修対象者 :
 - ・中央あるいは地方政府において、灌漑管理（特に水管理組合の設立・支援）に関わっている者。
 - ・水管理組合（稲作）の代表者
 - ・農業土木および灌漑土木にかかる基本的な知識を有すること（該当分野における大学卒業程度）
 - ・3年以上の現場経験を有すること
 - ・研修使用言語にかかる十分な語学力を有すること

2. 委託業務の範囲及び内容

（1）研修実施全般に関する業務

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・確認・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- 3) 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- 4) 研修員選考への助言

- 5) 当機構その他関係機関との連絡・調整
- 6) 研修監理員との調整・確認
- 7) プログラムオリエンテーションの実施への協力
- 8) 研修の運営管理とモニタリング
- 9) 研修員の技術レベルの把握
- 10) 各種発表会の実施
- 11) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 12) 研修員からの技術的質問への回答
- 13) 評価会への出席、実施補佐
- 14) 開・閉講式への出席、実施補佐
- 15) 反省会への出席
- 16) 講義の評価

(2) 講義（演習・実習）の実施に関する業務

- 1) 講師の選定・確保
- 2) 講師への講義依頼文書の発出
- 3) 講義室及び使用資機材の確認
- 4) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（翻訳依頼、印刷、著作権処理を含む）
- 5) 講義を録画する場合の必要な使用機材等の確認、または再委託に関する JICA との協議、手配業務
- 6) 講義テキスト（動画）・資機材・参考資料の準備（使用言語への翻訳含む）・確認・アップロード
- 7) 講師謝金の支払い
- 8) 講師への旅費及び交通費の支払い
- 10) 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項（※来日が確定した場合）

- 1) 視察先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- 2) 視察先への引率
- 3) 視察先へ謝金等の支払い
- 4) 視察先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理

- ・業務完了報告書作成（教材の著作権処理報告含む）、経費精算報告書作成

(5) 留意事項

- 当機構は、本研修コース実施にあたって、英語の研修監理員を配置予定です。研修監理員は、講義、演習及び視察・研修旅行時の通訳を兼務します。
- 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行は、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドラインについては、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

様式 1

2022 年 月 日

* 全省庁統一資格を有している場合 *

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構北海道センター
契約担当役所長 石丸 卓 殿

提出者 (法人番号)

(所在地)

(貴社名)

(代表者役職氏名)

2022 年度 課題別研修「農民主体型用水管理システム(A)」に係る参加意思
確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので
参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

* 全省庁統一資格を有していない場合 *

様式 2

2022 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構北海道センター
契約担当役所長 石丸 卓 殿

提出者 (法人番号)

(所在地)

(貴社名)

(代表者役職氏名)

2022 年度 課題別研修「農民主体型用水管理システム(A)」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その 3 の 3）
- ・ 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）

以上

提出日： 年 月 日

誓約書

独立行政法人 国際協力機構北海道センター
契約担当役 殿

2022 年度 課題別研修「農民主体型用水管理システム(A)」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住所

法人名

法人番号

役職名

代表者氏名

役職印

反社会的勢力の排除競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数 が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上